科学技術人材育成費補助金	73,979	—	1,341	—	—	72,638	
女性研究者養成システム改革加速事業	24,761	—	1,337	—	—	23,424	
ポスドク・インターンシップ推進事業	49,218	—	4	—	—	49,214	
環境技術等研究開発推進事業費補助金	8,000	—	—	—	—	8,000	
大学発グリーンイノベーション創出事業	8,000	—	—	—	—	8,000	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	21,131	—	—	—	—	21,131	
地域イノベーション戦略支援プログラム	21,131	—	—	—	—	21,131	
国際化拠点整備事業費補助金	650	—	22	—	—	627	
大学の世界展開力強化事業	650	—	22	—	—	627	
設備整備費補助金	95,202	—	82,616	—	—	12,585	
合　　計	210,962	—	83,994	—	—	126,968	

(注)　女性研究者養成システム改革加速事業／ポスドク・インターンシップ推進事業の当期交付額には、それぞれ返還予定額910千円、1,631千円を含めていません。

⑾　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　　勤	(65,666) 65,666	5	(0) —	—
	非　常　勤	(—) 1,849	2	(—) —	—
	計	(65,666) 67,515	7	(0) —	—
教　職　員	常　　勤	(2,554,853) 2,593,631	365	(277,979) 277,979	24
	非　常　勤	(—) 429,173	511	(—) 287	3
	計	(2,554,853) 3,022,804	876	(277,979) 278,267	27
合　　計	常　　勤	(2,620,520) 2,659,297	370	(277,979) 277,979	24
	非　常　勤	(—) 431,022	513	(—) 287	3
	計	(2,620,520) 3,090,320	883	(277,979) 278,267	27

(注)1．報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

2．役員に対する報酬等の支給基準は、国立大学法人奈良女子大学役員給与規程、国立大学法人奈良女子大学役員退職手当規程に基づいています。

3．教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人奈良女子大学職員給与規程及び国立大学法人奈良女子大学職員退職手当規程に基づいています。

4．中期計画においては、法定福利費等を含めて予算上の人件費としていますが、上記明細には法定福利費等は含めていません。

5．「支給額」欄の上段括弧内には、承継職員等に係る支給額を内数にて記載しています。

6．常勤・非常勤の定義については、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（以下「ガイドライン」という。）」（総務大臣策定）によっています。

上記明細でいう常勤教職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付き職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことです。また非常勤教職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及びガイドラインにおける「派遣会社に支払う費用」以外の教職員のことです。

7．上記明細には、退職給付引当金の当期繰入額を除いています。

⑿　開示すべきセグメント情報　（単位：千円）

区　　分	大　学	附属学校	小　計	法人共通	合　計
業　務　費　用					
業　務　費	4,400,466	800,993	5,201,459	—	5,201,459
教　育　経　費	554,252	111,165	665,418	—	665,418
研　究　経　費	483,124	1,166	484,290	—	484,290
教育研究支援経費	182,257	—	182,257	—	182,257
受　託　研　究　費	99,723	—	99,723	—	99,723
受　託　事　業　費	330	1,064	1,394	—	1,394
人　件　費	3,080,779	687,596	3,768,375	—	3,768,375
一　般　管　理　費	278,162	8,561	286,724	—	286,724
財　務　費　用	4,191	—	4,191	—	4,191
小　　計	4,682,820	809,555	5,492,375	—	5,492,375